

本庄商工会議所会館内 飲食店テナント出店者募集要項

○募集内容について

1. 募集施設

本庄商工会議所会館内 飲食店テナント

面積：店舗内 247.8㎡

店舗前面の舗装部分 122㎡の一部

2. 所在地

本庄市朝日町3-1-35

本庄商工会議所会館内 飲食店スペース

3. 応募資格

- ①営業に際して必要な許可、免許等を有すること。
- ②施設内で経営を行うにふさわしい信用、技術、能力等を有すると認められる個人、団体、企業等であること。(但し、個人の場合は3年以上の飲食店経営又は、勤務等の実務経験のある者。)
- ③本庄商工会議所会員または入会予定者であること。
- ④当要項を誠実に履行できること。

4. 応募条件

- ①出店期間は、原則3年間(令和4年6月1日以降)とし、更新することができるものとする。
- ②メニューは自由とするが、施設の雰囲気から大幅に逸脱するようなことがないこと。

5. 営業条件

- ①営業時間：本庄商工会議所と出店者が協議の上決定するものとする。
- ②営業期間：本庄商工会議所と出店者が協議の上決定するものとする。
- ③営業における損失等については、本庄商工会議所は一切の責任を負わないものとする。

6. 経費負担

- ①施設使用料：1ヶ月 15万円(保証金3ヶ月分。)
- ②光熱水費：使用料に応じた実額を出店者が負担する。
- ③備品等の初期設備
 - ・冷蔵庫などの厨房備品については、出店者で用意する。
 - ・上記以外に必要なものについては、出店者の負担で用意すること。
 - ・その他、疑義が生じた場合は、その都度協議のうえ決定する。
- ④施設、設備機器及び備品等の修理・交換
 - ・施設や設備(水道・電気・ガス・トイレ等)については、その修理及び交換に要する経費は

本庄商工会議所が負担する。ただし、出店者の責めにより汚損等が生じた場合は、出店者が負担する。

- ・出店者の負担により用意した備品等についての修理交換に要する経費は、出店者が負担する。
- ・本庄商工会議所の許可なく、施設の形状や設備機器の配置等を変更することがないこと。
(例:設備機器の配置変更、壁面に装飾を施したり、穴を開ける行為、等)
- ・その他、疑義が生じた場合は、その都度協議の上決定する。

○応募について

7. 応募説明

- ・出店希望者に対し、随時実施する。

8. 応募書類

- ①提出書類 : 1)出店申請書【様式1号】
2)運営計画書【様式2号】
(営業時間、従業員の配置数、商品の品揃え、価格、等)
3)出店者に関する書類
 - ・団体の場合 : 事業内容や役員等を示す書類【任意様式】
 - ・個人の場合 : これまでの事業の経歴を示す書類【任意様式】
 - ・その他、PRしたい事項を示す書類【様式及び提出の有無は任意】
 - 4)営業に際して必要な許可、免許等の写し
- ②提出締切 : 令和4年3月31日(木)午後5時(必着)
 - ③提出先 : 本庄商工会議所総務課
住所 : 〒367-8555 本庄市朝日町3-1-35
電話 : 0495-22-5241

9. 審査

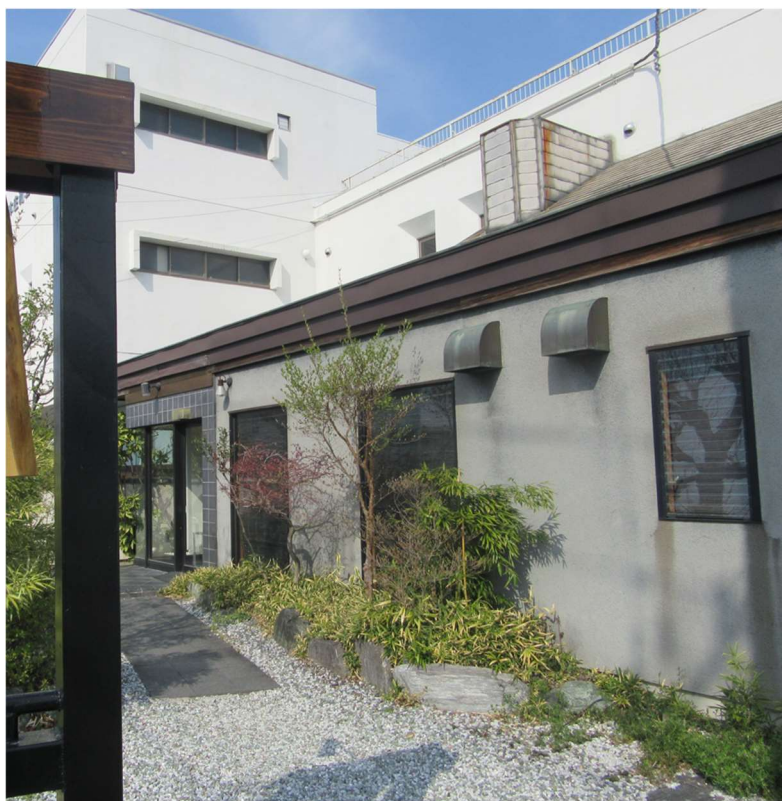
審査は、応募書類の書類審査にて行う。

ただし、必要に応じ個別に面接を行う。(面接日時は別途個別に連絡する)

10. 出店者の決定

- ①審査方法 : 審査結果の評点の最も優れたものを採用する。
- ②結果通知 : 審査結果は応募者全員に書面にて通知する。
- ③決定時期 : 令和4年4月中旬を予定

テナント外観



テナント内観

